

革新的増養殖市場等調査業務

プロポーザル審査要領

令和3年11月

岩手県県北広域振興局

革新的増養殖市場等調査業務プロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県北広域振興局（以下「局」という。）が実施する「革新的増養殖市場等調査業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案のプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （1） 本業務に係るプロポーザル審査は、「革新的増養殖市場等調査業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において実施するものとする。
- （2） 選定委員会は、プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から提案された業務提案書等について、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|----------|---|-----|
| ア 基本方針 | ・ 久慈市の水産業やさけます類の養殖の現状を正しく認識し、調査の目的を理解した提案であるか | 20 |
| イ 提案内容 | ・ 提案内容は、久慈市のギンザケ養殖の実態に沿うものか ・ 提案内容は、久慈地域の活性化に資するものか | 30 |
| ウ 事業実施能力 | ・ 本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる職員構成や配置であるか ・ 事業計画の経費や人員、スケジュール等は妥当か | 30 |
| エ 業務実績 | ・ 本業務を受託するのに十分な受注実績があるか | 10 |
| オ 見積内容 | ・ 事業費の積算に係る単価や経費は妥当であり、業務提案の内容との整合性が取れているか | 10 |
| 合計 | | 100 |

3 審査方法

- （1） 審査は、参加者から提出された業務提案書に基づき、書面審査により行う。
- （2） 選定委員会の委員は、業務提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- （3） （2）の評点の合計に基づき、委員ごとに順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を決定し、局に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の表を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- （4） 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会に置いて業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を局に報告するものとする。

4 受託者の選定

県北広域振興局長は、選定委員会の審査結果を参考とし、受託候補者を選定する。

5 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託者の選定後、速やかに応募者に文書で通知するとともに、岩手県ホームページに掲載して公表する。